

令和4年4月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年4月11日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第18条の規定による小作解約について

【合意解約・農地法第3条】

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用配分計画について【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

係 後藤 健一

事務局 　ただ今から令和４年度第１回高森町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の出席者は全ての方が出席でございます、１４名出席していただいておりますので、先ほどお手元にお示ししました高森町農業委員会会議規則の第６条に定めがございます。

　過半数以上の出席を得ましたので、会の成立を報告させていただきます。

　まず、会長の挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

議長 　皆さん、こんにちは。

　新しく会長になりました高崎です。

　新しい委員の方は初めての総会だと思いますので、まだ要領がわからないと思いますけれど、私も議長は初めてですので、たどたどしい進行になるかとは思いますが、どうか御容赦のほど、よろしくお願いします。

　今日は、これで今からもう議題を始めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(複数委員) 　はい。

議長 　「議第１号」

事務局 　高森町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

　本委員会の決定に附する。

　令和４年４月１１日提出、高森町農業委員会会長　高崎堅誌。

議長 　はい。署名委員の議事録署名についての指名ですが、どのようにいたしましょうか。

(複数委員) 　議長一任。

議長 　はい。一任ということで、３番委員さん、４番委員さんに、議事録の署名をお願いいたします。

「報告第１号」

事務局 　農地法第１８条の規定による小作解約について。【合意解約・農地法第３条賃貸借】

　別紙のとおり本委員会に報告する。

　令和４年４月１１日提出、高森町農業委員会会長　高崎堅誌。

議長 　はい。報告第１号の農地法第１８条報告資料になっておりますので、この件に関しては事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局 それでは、私から説明いたします。
4 ページですね。先ほど申しました農地法第 18 条報告資料の左側の番号 1、こちらについては、借受人、貸出人、土地の所在地、地目、解約事由については、ご覧のとおりになります。
別紙の補足資料、3 ページをお開きください。
解約は双方合意で、貸付先の社名変更のため、合意解約をし、土地の返還後、新たに賃貸借権を設定するものです。
続けて、まとめて説明させていただきます。
2 番、3 番ですが、借受人は同じ者です。
貸出人は、2 番と 3 番については別の方です。
双方合意の解約で、理由についても全て同じです。
2 番については、補足資料の 4 ページをお開きください。
そして、3 番は、補足資料の 5 ページ、こちらが位置図になります。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、このような感じでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、そのように承認します。

「報告第 2 号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画について。【中間管理】
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和 4 年 4 月 11 日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件も中間管理事業の件ですので、また事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局 こちらは 6 ページの利用配分計画、各筆明細【中間管理】の 1 番をご覧ください。
補足資料は、7 ページをご覧ください。
権利の設定を受ける者は一番左側、この方です。
権利の種類は使用貸借権設定、無料での貸し借りですね。
備考欄に所有者、それに対して仲介人の熊本県農業公社を通じて借りるといような内容になっております。

議長 はい。今説明がありましたけど、これもこのとおりでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。それでは、これで承認します。

次、「議第2号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年4月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この議第2号、農地法第3条審議資料は、各担当の委員さんから本当は報告してもらおうようになっておりますけれども、まだ新しい委員さんなので、最初はまだわからないだろうと思いますので、今回だけは新しい委員さんの担当のところは事務局から説明させていただきます。

事務局 それでは、今、会長がおっしゃられたように、今回については事務局から説明させていただきます。

8ページの第2号、農地法第3条審議資料をご覧ください。

番号1ですね。譲受人、譲渡人はご覧のとおりになっております。

畑3筆で全部で9,910㎡でございます。

それと補足資料は、9ページから10ページ、11ページ、現場写真も写っておりますので、こちらをご覧ください。

譲渡人は農業経営を縮小するものと、譲受人が増反のために売買により所有権移転をするものとなっております。

3条の許可基準の要件を御説明させていただきたいと思います。申請書及び全部事項証明などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうちの農作業常時従事要件、あと下限面積要件と地域との調和要件などの要件を満たしておりますので、以上のことから総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しております。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、何か質問はありませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。では、ないようですので、この案件は可決いたします。

事務局 では、次、同じページの番号2ですね。

譲渡人、譲受人、所在地等については左側に記載のとおりです。

譲受人は、自己所有地に隣接しているため、売買により購入したいというような内容になっております。

3条の許可基準については、先ほどと同じく、総合的に見て許可相当であると判断しております。

それと、補足資料は12ページから、現場写真が12ページ、13ページになっております。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、何か質問はありますか。

(複数委員) ありません。

議長 ないなら、これでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、2番もこれで可決します。

「議第3号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年4月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議第3号、農地法第4条審議資料も担当委員さんが新しい担当委員さんなので、これも事務局から説明をいたします。

事務局 はい。では、こちらにつきましても御説明いたします。

10ページの議第3号、農地法第4条審議資料をご覧ください。

番号1、申請者の住所、氏名については、左記のとおりになっております。所在地、地目は畑です。

転用目的は、杉の植林となっております。

4筆で合計面積7,656㎡、転用の理由は周囲を山林に囲まれ、日当たりも悪く、鳥獣害被害にも遭っているため、植林をしたいということです。

補足資料は15ページ、現場写真が16ページ、17ページにございますので、そちらをご覧ください。

4条の許可基準としましては、申請書にあります事業計画書、位置図、見取図、配水計画などが添付されておりまして、その内容から一般基準について、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であるとの判断をしております。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

であると判断しています。

議長 はい。今、事務局のほうから説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないようですので、この第3号、農地法第4条審議をこれで可決したいと思います。

次、「議第4号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年4月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議第4号、農地法第5条審議資料に入ります。

この第1番目は、私の担当ですので、私から説明させていただきます。

議第4号、農地法第5条審議資料。

番号1番、補足資料が19ページと20ページとなります。

これは父親の所有地を借り、自宅を建設するものとなっております。

この息子さんが定年退職で帰ってきて、自宅の近くの父親名義の土地に家を建てたいということで、申請が上がっているものです。

以上です。

事務局 それと、事務局から許可基準について説明させていただきます。

こちらの案件の申請書に、利用計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

議長 はい。この件に関して、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この1番に関してはこれで可決したいと思います。

次、2番、担当地区の委員が、10番委員になっておりますので、説明をよろしく申し上げます。

10番委員 議案第4号、農地法第5条審議資料。
番号2は、同じく12ページです。
補足資料は、21、22ページとなります。
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
転用理由、現在県外にいるが、転勤を機に父の居宅に近い故郷の高森町に戻り、自宅を建設し、家族で生活したいということです。
御審議をよろしく申し上げます。

事務局 それと、事務局から、先ほどと同じ許可基準を説明させていただきます。

こちらの案件の申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局が申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当また確実であると判断しています。

申請地は、第1種農地であります。宅地化が見込まれる集落に接続している箇所にあることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

議長 はい。この2番の件について、事務局から説明がありましたけど、何か質問はありませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この2番についても可決といたしたいと思えます。

次、「議第5号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年4月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議第5号は、農地利用集積計画審議資料となっておりますが、これも利用集積計画の案ですので、これも事務局から説明をしていただきます。

事務局 大変件数が多いので、まとめて説明をさせていただきたいと思

ます。

今回は、法人、個人による契約の賃貸借権の設定ということでございます。先ほどからありましたように、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借契約ということでございます。

番号の1番、2番は、利用権の設定を受ける者は同一の会社でございます。利用権設定をする者は、ここに記載の方々です。

筆数としましては、1番が3筆で9,184㎡です。

契約期間は5年間です。

10a 当たり単価は記載のとおりです。

それから、2番も同一の受け人で、利用権を設定する者は記載のとおりです。

1筆で2,244㎡、契約期間は3年11カ月です。

10a 当たり単価は記載のとおりです。

続きまして、ただ今の説明の補足資料は、26ページ、27ページでございます。

次に、3番から20番までが同じ会社が受け手ということになります。又、利用権を設定する者は記載のとおりです。

個別の案件につきましては、件数が多いので、それぞれ契約期間、それから単価等を御確認いただきたいと思います。

補足資料は、27ページ、28ページから46ページまでです。大変件数も多いです。

まとめまして、全部で18件ございます。

筆数にして33筆、面積の合計が12万1,114㎡です。

契約の10a 当たりの単価とか、契約期間等につきましては、各々記載しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

続きまして、20ページの21番から御説明を申し上げます。

20ページ、それから21ページ、22ページまで同一の会社が借り受けということです。

貸し手につきましては、各々記載してあるとおりでございます。これも全部で6件相手方がいらっしゃいまして、筆数は14筆、合計6万974㎡です。

契約期間、それから基準単価など、賃貸借の単価等につきましては記載のとおりでございます。

資料は、48ページから52ページまで、それぞれ場所の記載をしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

続きまして、23ページ、27、28、29、30まで、同じ個人の方が借受者ということになります。

貸付者につきましては記載のとおりでございます。

契約期間は3年間です。

賃貸借の単価につきましては記載のとおりでございます。

4件合わせまして、7筆の19,685㎡です。

続きまして、31番の借受者、それから貸付者は記載のとおりです。

筆数は2筆ございまして、合計の7,660㎡です。

5年契約の10a当たりの賃貸借の単価は記載のとおりでございます。

先ほど、27番から30番の資料につきましては、53ページから56ページまでです。

ただ今説明いたしました31番につきましては、57ページが資料のページとなっております。

最後の案件です。32番です。

借受者は個人の方です。

記載のとおりです。

貸付者は記載のとおりでございます。

全部で5筆あります。

合計面積が2万2,906㎡です。

契約期間は5年間で、10a当たりの賃貸借の単価は記載のとおりでございます。

以上、大変件数が多いため一部、割愛させていただきました。

それぞれの案件ごとに記載しておりますので、中身を御確認いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 はい。議第5号、農地利用集積計画審議資料ですけど、ちょっと筆数が多くて大変ですけど、何か御質問はありませんでしょうか。ないですか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この議第5号、農地利用集積計画を承認いたしたいと思っております。

今日の総会の審議はこれで終わりましたので、第1回の総会をこれで終わりたいと思います。
皆さん、お疲れでした。